

5類感染症への移行後の学校における 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症が、5月8日から5類感染症に移行されることに伴い、学校における対策も変わります。

主なポイントは次のとおりですので、引き続き、学校における感染症対策にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

5月8日から出席停止等の取扱いが次のとおりとなります

		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目
感染者	症状あり	発症日	出席（発症日を0日目として5日間経過かつ症状軽快*1後1日間経過）					解除	10日間が経過するまでは、マスクの着用やハイリスク者との接触は控えていただくことが推奨されています。				
	症状なし	検体採取日	出席（検体採取日を0日目として5日間経過）					解除					
感染が不安等*2		学校に相談してください （地域の感染状況や、高齢者や基礎疾患のある者がいるなどの家庭・家族の状況等を踏まえて、出欠の取扱い等について判断します）											



Point



- *1「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 出席停止の期間については、以下の例を参考にしてください。
 - 例① 症状が3日目に軽快した場合は、5日目まで出席停止（6日目に登校）
 - 例② 症状が5日目に軽快した場合は、6日目まで出席停止（7日目に登校）
- 濃厚接触者やリストアップの取扱いはなくなりました。
- 基本的に、発熱やのどの痛み、咳などの普段と異なる症状がある場合の欠席は、出席停止になりません。（ただし、例外的に出席停止になる場合があります。）
- 出席停止の期間を経て登校する際、学校に陰性証明を提出する必要はありません。
- *2「感染が不安等」には、医療的ケアを必要としたり、基礎疾患などがあり、重症化するリスクが高く、主治医から登校すべきでないと言われている場合なども含まれます。